

監査公表第 800 号

定期監査（事務）の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 14 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により次のとおり公表します。

また、定期監査（事務）の結果を受けて、京都市監査基準第 20 条第 1 項の規定により京都市長から状況の報告がありましたので、同基準第 21 条第 1 項の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 1 月 9 日

京都市監査委員

1 令和4年度定期監査（事務）（令和5年3月30日監査公表第796号）

(都市計画局－1)

監査の結果（指摘事項）

ア 契約事務

(ア) 指定管理業務に係る事業報告

京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「指定管理者指定手続条例」という。）によると、事業報告書の提出は、毎年度終了後60日以内にしなければならないとされているが、指定管理者との管理に関する協定書に定めた期限までに事業報告書の提出を受けたことを確認できないなど、適切な履行確認を行っていなかった。

事業報告書は、指定管理者指定手続条例等に基づき、期限までに受領したうえで、適切な履行確認を行われたい。

(住宅政策課)

講じた措置

指定管理者に対して、事業報告書の提出について、提出日を事業報告書に記載すること及び協定書に定めた提出期限までに提出することを指導した。

併せて、本市は、事務を適正に行うため、事業報告書の提出を受けた日がわかるよう収受を行い、その事業報告書を複数名で確認し、確認した事実を履行確認印により記録することを徹底するなど、適切な履行確認を行った。

また、都市計画局として、令和5年1月20日に、同年に実施された財政援助団体等監査の内容に含めて、各部室に対して誤った事務内容をまとめた資料を共有し、今後、同様の問題が発生することのないよう、各所属において点検を依頼するとともに、各所属職員にも、引継ぎ等の際に積極的に資料として活用するよう依頼している。

さらに、今年度、指定管理の選定を行う所属に対して、改めて事案を共有し、適正に事務処理を行うよう周知徹底する。

監査の結果（指摘事項）

ア 契約事務

(ア) 契約決定の手続

地方自治法及び同法施行令並びに京都市契約事務規則（以下「契約事務規則」という。）によると、随意契約は契約金額が少額の場合等、限られた場合に行うことができるときとされ、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインにおいて、契約金額が少額の場合の随意契約は契約事務規則に規定する額以下の契約であって、かつ、京都市局長等専決規程（以下「局長等専決規程」という。）及び京都市事業所の長等専決規程（以下「事業所の長等専決規程」という。）に規定する契約に関する専決の額以下である場合にできるとされているが、物件等の調達において、一括して契約することが可能であったが、局長等専決規程及び事業所の長等専決規程に規定する契約に関する専決の額以下の契約として随意契約を行っていたものがあった。

契約決定の手続については、過去の建設局を対象とした定期監査においても指摘し、再発防止に努めた旨の通知を受けていたにもかかわらず、入札回避するため意図的に随意契約を行っていたように取られかねない事例が生じていることから、より実効性のある措置を改めて講じ、同様の事例を生じさせないよう取り組まれたい。

(北部みどり管理事務所)

対応状況

再発防止に向けた取組として、令和4年11月16日に所属長から、「今後、本件のように同様の案件を同時期に発注する場合など、まとめることが可能な案件はまとめて契約すること。また、これに向けて、年間を通した発注計画を検討する段階及び実際の発注の段階で、契約単位を精査するとともに、その結果をダブルチェックすること。」を指示した。

さらに、建設局として、以下のような対応を行った。

- 令和4年度の定期監査で明らかになった問題点とその改善策等について一覧化し

た資料を作成し、令和5年1月10日及び17日の所属長会において、各所属長に対し、情報共有及び注意喚起を行うとともに、令和5年1月19日には、同資料を用い、局内全職員に対して、同趣旨の情報共有及び注意喚起を行った。

- ・ 新年度開始に伴い、適正な事務遂行の徹底に向けて、局として更なる意識醸成の取組が必要と考え、「問題点」とこれを解消するための「具体的な取組」を詳細に記載した通知文を作成し、直接の業務担当者だけでなく、ダブルチェック担当者、統括課担当者、決裁合議対象者などがこれまで以上に慎重な確認を行うよう強く注意喚起を行った。
- ・ 令和5年4月11日及び18日の局内の所属長会においても、同資料を用いて強く注意喚起を行うとともに、計理事務担当者向けの研修資料に同通知文を掲載し、令和5年5月18日に全所属に周知のうえ、重ねて注意喚起を行った。
- ・ 令和4年度の定期監査で指摘の対象となった契約について、令和5年度は、複数箇所の業務を一体化し、入札の方法により発注を行った。

以上のような対応を行いつつ、令和4年度定期監査で指摘を受けた、年間を通じて計画的に発注可能な業務については、計画段階から可能な限りまとめて発注できるよう調整を進めているところであるが、突発的に発生する業務についても、一定期間ごとに案件を集約して発注するなどの局内ルールを定めることで、より多くの案件をまとめて発注できる可能性があり、令和5年度の修繕等の案件についても同様の可能性があったものと認識している。

これを踏まえ、建設局としては、まず令和5年11月13日に「定期監査における指摘等を踏まえた緊急注意喚起」を発出するとともに、令和5年度の契約案件について改めて現状把握を行ったうえで、突発的に発生する業務の発注方法に関する局内ルールを策定すべく、早急に検討を進めているところである。

監査の結果（意見）

(1) 個人情報取扱事務の委託に伴う措置（重点監査項目）

個人情報を取り扱う事務を外部に委託（地方自治法第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときを含む。以下同じ。）するときは、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条の規定により、委託事業者を選定する際の個人情報保護体制等の確認、委託契約書等への安全管理・秘密厳守等の個人情報保護に関する事項の明記及び業務履行中の委託事業者への監督等の個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

今回の定期監査の対象とした局等において、これらの必要な措置の不備に起因する個人情報の漏えいというリスクの発現は見受けられなかったものの、措置の具体的な内容について、十分に理解できていない職員が散見された。

個人情報の取扱いに当たっては、その安易な取扱いがもとで、ひとたび個人情報が漏えいしてしまうと、市民に重大な権利侵害をもたらし、市政に対する信頼を大きく損ねかねないリスクがあり、職員は常に緊張感を持って適正かつ厳格な取扱いを心掛けなければならない。

本市では、個人情報保護事務の手引等を定めて条例の趣旨や事務の運用方法を周知するほか、例年、コンプライアンス推進月間及び情報セキュリティ対策強化月間を定めて、個人情報の適切な取扱い等を再確認するために、全職員がチェックシートに基づき自主点検を実施するなど、適正な事務の執行を図る取組が実施されているが、個人情報取扱事務の委託に伴う措置に関しては、職員の十分な理解の下、適切に措置が講じられている状況にあるとは言い難い。

個人情報を取り扱う業務委託の内容は多岐にわたり、また、委託業務ごとに取り扱う個人情報の内容や量も異なるため、制度所管課が画一的に措置の内容や水準等を示すことが困難であることは一定理解できるものの、職員が適切な事務の拠りどころとする手引等において、措置の内容等に係る説明が抽象的となっている部分も見受けられ、当該状況が職員の十分な理解を阻害している要因の一つとも考えられる。

については、制度所管課は、本市の責務である個人情報取扱事務の委託に伴う措置について、個人情報の保護に関する法律及び条例が改正され、令和5年4月1日に施行

されることに合わせて、「リスク評価シート」の見直しなどの内部統制制度の取組をより一層推進するほか、コンプライアンス推進月間及び情報セキュリティ対策強化月間や研修等、あらゆる機会を捉えて継続的な注意喚起と周知徹底を図られたい。さらには、職員が十分に理解したうえで、必要な措置を適切に講じられるよう、措置の内容や方法等を可能な限り具体的に例示するなど、単なるルールの周知にとどまらない、実効性のある改善策を講じられたい。

講じた措置

個人情報保護制度に関しては、令和5年4月から、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が各自治体にも適用され、仕組みの転換がなされたことから、個人情報取扱事務の委託に伴う措置については、個人情報保護法を所管する個人情報保護委員会が制定した「個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）」及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下両者を合わせて「ガイドライン等」という。）に基づいて措置を講じることとした。

委託契約書等への安全管理・秘密厳守等の個人情報保護に関する事項の明記については、これまでも「個人情報保護事務の手引」に委託契約書等に明記すべき項目を列挙していたが、必要な規定をまとめた共通仕様書を作成し、個人情報の取扱いを委託する場合は、共通仕様書の規定事項を仕様書に組み込むことで、委託先に安全管理措置体制の構築を義務付けるように改めた。

ガイドライン等では、委託先の個人情報の管理の状況等を書面で確認することを求めていることから、委託先に確認事項を網羅した「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」（以下「申出書」という。）の提出を求め、委託先の管理の状況をあらかじめ確認することとした。

業務履行中の委託事業者への監督等については、ガイドライン等において「少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。」と規定されていることから、原則として委託先に対して契約期間中1回以上（複数年契約の場合は年1回以上）の実地検査を義務付けるとともに、職員が適切な検査を実施することができるよう、委託先から提出を受けた申出書の内容を確認するためのチェックシートを作成した。

これらの措置については、全庁周知を図るとともに、毎年開催する個人情報保護に関

する法規実務研修の機会を利用して、職員に継続的な注意喚起を行っていく。

また、「コンプライアンス推進月間及び情報セキュリティ対策強化月間」の取組において、職員チェックシートの設問（個人情報取扱事務の委託に関するルール）を追加するとともに、職員の理解を深めるため、安全管理措置やデータ漏えい時の対応等に関する動画研修の受講を全職員に奨励した。

監査の結果（意見）

(2) 業務委託契約における委託料の支出（重点監査項目）

地方公共団体の支出は、地方自治法（以下「法」という。）第232条の4第2項により、債務が確定し、かつ、その履行期が到来したものに対して行うことが原則（以下「通常払」という。）とされている。また、複雑で多様な行政需要に対応するために、当該原則をあらゆる支出に貫くことは、かえって非合理的で非効率的となる場合もあることから、法第232条の5第2項により支出の特例の一つとして、債権金額が未確定で債務の履行期が到来していない時点で行う「概算払」も認められている。

しかし、今回の定期監査の対象とした局等において、業務委託契約における委託料の支出の際に、不十分な根拠や理由で概算払を行っている事例が見受けられた。

業務委託契約は、業務内容に係る数量や人数、その他の必要事項について、明確かつ正確な仕様内容を定め、当該仕様内容に基づき金額が見積られるものであることから、債権金額（契約金額）が未確定となる業務委託契約は極めて例外的なものに限られ、濫用されることのないようその取扱いは厳正になされることが求められる。さらに、現下の危機的な財政状況を克服し、持続可能な行財政運営の確立のために、行財政改革に取り組んでいる本市の状況も踏まえると、明確な根拠や理由に乏しい概算払を安易に認め、慣例化・常態化することは認められるものではない。

については、支出及び契約を所管する制度所管課は、業務委託契約における支出は通常払が原則であり、例外的に概算払を前提とした業務委託契約を締結する場合には、契約内容や支出方法について、説明責任を十分に果たせるよう、明確な根拠や理由が必要であること、また、いずれの支出方法においても、契約締結後に業務内容の変更に伴い契約金額を変更する必要が生じた場合は、適切に契約変更の手続を行うことを改めて全庁に周知徹底されたい。加えて、職員が正しい知識に基づき的確な契約及び支出事務を行えるよう、研修等で注意すべきポイントとして積極的に周知するなど、効果的な対策を講じられたい。

講じた措置

令和5年7月11日付け会計室次長・行財政局管財契約部契約課長通知「業務委託契約に係る概算払の適正な運用について」により、概算払の適用に当たっては、その契約の仕様作成の段階から、根拠法令を踏まえ経費の内容や条件等について十分に検討するよう周知した。また、従来から概算払をしている業務委託契約の締結に当たっては、概算払の要件を充たしているのか再確認し、要件を充たしていない場合には、正しい支払方法に変更するとともに、今後新たに概算払をしようとする場合は、仕様書に当該契約に適した履行確認の方法や履行確認のために必要な提出書類等を定め、精算が必要であることを明記する旨、また、いずれの支払方法であっても、契約締結後に業務内容の変更に伴い契約金額の変更が生じた場合は、適切に契約変更の手続を行うよう周知した。

さらに、令和5年7月25日に開催した財務会計実践研修において、会計室次長から所属で計理事務に携わっている受講者に対し、令和5年7月11日付け通知について改めて趣旨説明を行い、適正な会計事務の遂行を促すとともに、会計室審査担当が講師を務める「金銭会計事務（歳出）」においても、概算払の適正な運用がなされるよう講義を行った。

加えて、契約課が講師を務める「検収事務」では、テキストに注意喚起を記載したうえ、概算払の適正な運用がなされるよう講義を行った。

(監査事務局)